

財務報告に係る内部統制の基本を読み直す(その1)

1. 内部統制報告制度の現状

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下、便宜的に「J-SOX」といいます。）が2008年に導入されてから10年以上が経過しました。導入当時は、監査法人や場合によっては内部統制コンサルタント会社などを巻き込み、各社における実態を踏まえた活発な議論がなされ、J-SOX導入が行われました。しかし、その後の不正会計事件の発生状況を見るまでもなく、企業関係者からは、J-SOXの形式的な対応がなされている、不備なしという結論ありきで本末転倒な運用となっているなど、J-SOXの形骸化を疑わせる事情が聞かれます。

このような企業においては、制度の導入時に「ギリギリセーフ」レベルでの形だけの導入にとどまっていた、あるいは、導入後にビジネスの変化に対応した内部統制の見直しがなされず、惰性による形式的な運用評価を続けていたなどといった経緯があるはずですが、その根本原因は、経営者のJ-SOXに対する無関心にあると考えられるでしょう。そのような状況下であれば、時の経過とともに導入時の内部統制担当者が去り、各社において導入した制度の目的や背景が忘れ去られてしまっても不思議ではありません。

その一方で、コンプライアンス意識の高まりに伴い、財務報告に係る内部統制の整備・運用が現在の状況に適合しているのか見直しを行いたいというニーズは高まっています。そこで、改めて、J-SOXに関する情報を読み直し、基本となる概念について確認をしていきたいと思えます。

2. J-SOXに対応するという事

J-SOXに対応するという事は、要するに、金融庁企業会計審議会が公表する「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下、「**基準**」といいます。）と「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下、「**実施基準**」といい、これと基準を併せて「**実施基準等**」といいます。）に従って、内部統制を整備・運用するという事です。

その際には、制度導入時に各社で行われていたように、これらの実施基準等に記されていることの目的や背景、意図について十分に理解し、各社の置かれた環境や事業の特性、規模等に照らして、どのような内部統制を整備し運用していくかを主体的に決めていくことが何より重要です。

実施基準等を理解する際に参考となる金融庁の公表情報としては、以下のものが挙げられます。

①「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」

（平成19年2月15日設定 令和元年12月6日改訂 企業会計審議会）

URL : <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20191213.html>

実施基準等は、意見書と一体的な形式で公表されており、意見書には実施基準等の設定や改訂の経緯、実施基準等の主な内容、主な改訂点とその考え方が記載されています。

②「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」

(平成17年12月8日 企業会計審議会 内部統制部会)

URL : <https://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20051208-2.html>

J-SOXの導入に向けて基準を定めるに先立ち、内部統制の充実の必要性や基準の在り方など、当時の背景事情や考え方が記されています。

③「内部統制報告制度に関するQ&A」

(平成19年10月1日 平成20年6月24日追加 平成21年4月2日追加 平成23年3月31日改訂 金融庁総務企画局)

URL : <https://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110331-11.html>

J-SOX導入当時、J-SOXに関して寄せられた照会等に対して金融庁が行った回答等のうち、当時先例的な価値があると認められるものを整理したものです。

④「内部統制制度に関する11の誤解」

(平成20年3月11日 金融庁)

URL : <https://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080311-1.html>

J-SOX導入年度(平成20年4月1日以後開始事業年度)開始を目前に控えた当時、一部で過度に保守的な対応が行われているという認識のもと、改めて制度の意図を説明するため公表されました。

J-SOX導入から長い年月を経た今、これらの資料を改めて読み直すことは内部統制の見直しにおいて必ず役立つものですが、これらの理解は企業の構成員全員にとって不可欠なものであるといっても過言ではないように思われます。今回は実施基準等を中心に、その内容を確認していきます。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士/公認不正検査士/公認情報システム監査人/CDFP-B
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士/公認不正検査士/税理士/中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。